

リサイクル関連事業者情報提供コーナー設置運営要領

(目的)

第1条 この要領は、リサイクルに関する府民の理解と関心を高めるとともに、府内におけるリサイクルをより一層推進するため、大阪府ホームページに良質なサービスを提供するリサイクル関連事業者の情報を掲載（以下「掲載」という。）する「リサイクル関連事業者情報提供コーナー」の設置運営に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において「リサイクル関連事業」とは、循環資源の再生利用又はそれに関連する収集・運搬、保管、選別等を行う事業をいう。

2 この要領において「リサイクル関連事業者」とは、リサイクル関連事業を営む法人又は個人事業者をいう。

(掲載対象)

第3条 掲載対象は、大阪府が開催する「大阪府リサイクル関連事業従事者講習」（以下「講習」という。）を修了した従事者を雇用するリサイクル関連事業者とする。

(掲載申込方法)

第4条 掲載を希望するリサイクル関連事業者は、掲載申込書（別紙様式1）を大阪府に提出するものとする。

(掲載事項変更届出)

第5条 掲載されたリサイクル関連事業者は、掲載申込書の記載事項に変更（事業を中止又は廃止した場合を含む。）が生じたときは、掲載事項変更届出書（別紙様式2）を大阪府に提出するものとする。

(掲載期間)

第6条 掲載期間は、講習を受講し修了証が交付された日から起算して5年後の年度末までとする。ただし、既に掲載されているリサイクル関連事業者の雇用する従事者が講習を修了した場合の掲載期間は、講習を受講し修了証が交付された日から起算して5年後の年度末まで延長することとする。また、掲載期間の最終年度に講習が開催されない場合は、翌年度以降の講習が開催された年度末まで延長することとする。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成15年5月12日から施行する。

(施行期日)

第1条 この要領は、平成26年1月24日から施行する。

第2条 施行の際に掲載しているリサイクル関連事業者の掲載期間は当該事業者が雇用する従事者の講習修了日から起算して5年後の会計年度末までとする。

(施行期日)

第1条 この要領は、令和2年3月31日から施行する。